

## 2 市の業務に不備がなかった事例

### (1) 自治基本条例見直しの手続き（要約）

#### 苦情申立ての趣旨

自治推進委員会に自治基本条例（以下「条例」という。）の見直しの任務を負わせることは、条例の検討過程の中で確認されていない。その結果、その権限の規定もないため、条例違反である。

また、自治推進委員会に諮問することをもって条例第39条第2項の「市民参画」の手続きを行ったものとするのは手続違反である。条例第39条の見直しの「市民参画」の手続きについては、条例を遵守して行うべきである。

#### 市からの回答

条例策定の当時、その見直しにあたっては、市民の方々に意見を聞くとともに自治推進委員会にも意見を聞くことを想定しており、そのことは「第19回熊本市自治基本条例検討委員会」会議録概要に事務局説明として記載してあります。今回の条例見直しにおいて、第37条に規定する「自治運営の基本原則に関する重要事項その他の事項」の範囲において市長からの諮問に基づき、自治推進委員会が条例の見直しにかかる項目と内容を協議し答申することに問題はないと考えます。

また、自治推進委員会での協議は、条例第39条第2項の「市民参画」の手続きの一つであり、これをもって条例の見直しに係る「市民参画」の手続きを終了するものではありません。今後も、条例の見直しについて多くの市民の多様な意見をうかがうため、条例に基づき市民参画の手続きを実施していく予定です。

#### オンブズマンの判断

まず、条例の制定の経緯ですが、第18回自治基本条例検討委員会会議の会議録概要によりますと、ある委員が、『「自治推進委員会」の審議内容についてですが、「自治の基本原則」だけではあまりにも狭すぎるということです。「自治運営の基本原則」とは「情報共有の原則」と「参画の原則」と「協働の原則」で、この3つしか審議内容になっておりません。条例の見直しに関することも市長は諮問できないのはいかなもののでしょうか。』と発言されております。また、ほかの委員は『「自治運営の基本原則」だけではなく、「自治の推進に関する重要事項」を入れることを考えてもらいたいと思います。』と発言されております。

これを踏まえて、第19回自治基本条例検討委員会の会議録概要によりますと、事務局から、『素案では、「市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項を審議します。」としておりましたが、パブリックコメントや検討委員会のご意見を踏まえ、審議事項に「その他の事項」を加えさせていただきました。たとえば、この条例を改正するときに、市民の方々にはもちろんご意見は聞くのですが、自治推進委員会にもご意見を聞くと思っております。あくまでも「市長の諮問に基づき」という前提が付きますけれども、具体的にはそういうものを審議できるように、「その他の事項」というものを付け加えさせていただいております。』と発言がなされています。

その会議録からすれば、自治運営の基本原則に関する重要事項のほかに、「その他の事項」について、市長が諮問し、自治推進委員会から意見を聴くことは差し支えないと規定したものであると思われまます。自治推進委員会は、市長等の行う情報共有、参画、協働の取り組みについてどれだけ進んだのか、どのような課題があるのかなどの検証をしておりますから、その役割からして、市長が、自治推進委員会に対し、基本条例見直しにかかる項目と内容についての協議・答申を求めることも適当なことだと思われまます。

また、自治推進委員会への諮問のみで市民参画の手続きを行ったものとするのは手続違反になるとの件についてですが、まず、条例第37条第2項の諮問機関である自治推進委員会になした諮問に対する答申をもって、条例第39条第2項の市民参画をしたものとはなり得ないという申立人のご主張は、そのとおりだと思います。

なぜならば、条例第37条第2項は諮問があつてはじめて答申できるだけで、その必要がないと判断したのなら条例見直しにつき諮問しなくても差し支えないこととなりますが、条例第39条第2項は必要な手続きであることからしても性格は異なっています。したがって、条例第37条第2項の諮問をしたからといって、それは条例第37条の中での諮問であり、条例第39条第2項の市民参画の手続きを経たことにはなりませんから、条例の見直しに当って、条例第39条第2項の市民参画の手続きを実施しないで済ますことができないことは、申立人のご主張のとおりだと思います。

しかし、今回の市長のなした諮問は、「条例第39条に定める見直しにかかる項目と内容についての協議・答申」というものであつて具体性を欠いておりますので、その趣旨は、市長が、この条例を見直し、適切な措置を講じるとすれば、自治推進委員会としては、どのような項目と内容に意見を有しているのかを知りたいというものであつて、市長の見直し案をどう評価するかとか改正条文の検討や作成を含めた答申を求めているものではありません。諮問に対する答申を踏まえて、市長が条例第39条

第1項により具体性をもった見直しを発意して、同条第2項により、その当該見直しに当たって、市民参画の手続きが始まることとなりますから、同条第2項の市民参画の手続きは、それからのこととなります。申立人は、同条第2項の市民参画の手続きを省略しているのご主張ですが、まだ始まっていないだけで、この手続きを省略することはないものと思われま

○自治基本条例（抄）

第37条 本市の自治の推進を図り、個性豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与するため、市長の附属機関として熊本市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。

2 委員会は、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項その他の事項を審議します。

3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見を述べるができるものとします。

第39条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を実施します。

## (2) 自治推進委員会の委員選考（要約）

## 苦情申立ての趣旨

自治推進委員会（以下「委員会」という。）の委員長・副委員長は、市の最高規範である自治基本条例（以下「条例」という。）を尊重することを義務付けられているのに、これまでの発言をみると、この主旨から逸脱している。これは、委員会の自主性と調査・審議機能を否定したものである。

また、自治推進委員の選考基準、選考方法、選考過程が、委員会の任務である条例に基づいた市政の十分な検証を行うことを保証するものではなかったと考える。選考は適切に行われたのか。選考された委員の実情を見てみると不適切であったと言わざるを得ない。

## 市からの回答

委員会の委員長・副委員長におかれては、条例の主旨を踏まえて自治推進委員会の運営を行っていただいていると認識しており、例示された発言についても条例の主旨から逸脱するものではないと考えます。

また、委員会の委員選考については「自治推進委員会規則」、「自治推進委員会の委員の選考等に関する要綱」、「自治推進委員会の公募委員選考基準」に基づき実施しております。これらの規程や委員選考過程については、公表又は情報公開条例に基づく情報の開示を行っています。

委員会の委員としての任務を果たす資質・能力を審査するため、住民自治への理解やまちづくりへの関心、参画・協働の必要性等の視点に重点を置いた基準を設定した上で委員選考を行ったものであり、現在の委員会において、委員会の任務である条例に基づいた市政の十分な検証を行うことは可能であると認識しています。

## オンブズマンの判断

委員会の委員長・副委員長の審議における行為に対する苦情は、委員会の中での事柄ですから、申立人は自身の利害を有していないと思われませんが、付記しますと、委員会の審議については、委員会が独立して独自に判断されて実行されるのが望ましいと思えますが、審議の経緯を見ますと、独自性、自主性が発揮されていると考えています。

また、申立人の申立てのうち自治推進委員の選考基準、選考方法、選考過程についての苦情ですが、これも申立人が自身の利害を有していないと思われませんが、付記しますと、委員会の委員選考については、自治推進委員会規則、自治推進委員会の委員の選考等に関する要綱、自治推進委員会の公募委員選考基準に基づいて実施されており、委員会の委員としての任務を果たす資質、能力を審査するため、住民自治の必要性の理解やまちづくりへの関心度、参画・協働の必要性の理解などに重点を置いた基準を設定した上で委員の選考を行っておりますから、選ばれた委員には、その任務である条例に基づいた市政の十分な検証を行っていただけるものと思われま

す。実際に選ばれた委員の方々の審議の過程、その意見を表明している答申書を見ても、一般的に言って不足はなかったものと思われま

## (3) 固定資産税の納付に関する対応（要約）

## 苦情申立ての趣旨

滞納している税金を分割納付できないか市の担当職員に尋ねた際に、サラ金の取り立てみたいな言動で対応されたので、精神的な苦痛を受けた。そのような言動はやめて、高齢者に対しての配慮がほしい。

## 市からの回答

固定資産税の納付について、月数千円の分割納付をしたいとの申し出でしたが、滞納額が多額なため、収支や生活状況をお尋ねしたところ、教えていただけない状況でした。市は、完納が見込めないものと判断し、地方税法第373条で、「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならない」とされていることから、財産調査し、財産があれば差押等の処分をする場合があることを説明したところでした。

市税の納付については、公正公平を図るために差押等の行政処分が規定されているものであり、分割納付をされる方には、事前に説明をしているものです。

## オンブズマンの判断

本件は、申立人が、平成24年12月ころ、固定資産税の納付について月数千円の分割納付を電話相談されたときの対応のことだと思います。

申立人は、市の担当職員から、「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならない」などと説明され、この説明がサラ金の取り立てみたいな言動で対応され、苦痛だったとのことですが、たしかに人に対して、その財産を差し押さえると言えば、誰でも聞いただけで不快な気持ちになる言葉ですので、ご高齢で気も弱くなっている申立人にとっては、きつ過ぎてサラ金の取り立てみたいと思われたことは、そうかもしれません。

もっとも、滞納を放置しては、真面目に納期限内に完納した者とそうでない者との間に不公平が生じますので、滞納者に対しては強制徴収を行うことを、地方税法第373条で徴税吏員（市職員）に義務付けており、差押えの処分をするか否かを徴税吏員（市職員）の自由な裁量に委ねてはおりません。滞納者に対して厳格に徴収せざるを得ず、徴税吏員（市職員）は、その条文どおりに説明したものと思われ、このような言葉遣いは不当とは言えません。徴税用語は、一般的な語感からして、かなり厳しい感じのする用語が使用されていて権力的で上からものを言うような気がしますが、他に適当な言葉も思い浮かびませんので、正確に説明しようとするれば「差し押える」などと条文どおりに言わざるを得ないことになってしまいます。

他方、納税者に税を理解していただき、また、納税の効率を高めるためには、納税者に不快感を与えるようなことは避けなければなりませんから、市の担当職員としても、より丁寧で明確な説明とその場に応じた適切な接遇を心がけるよう努めるようにいたしますので、今後とも、ご協力をお願い申し上げます。

## (4) 開発行為に伴う道路汚損（要約）

## 苦情申立ての趣旨

市が許可した開発行為に伴う施工業者の降雨直後の泥土の運搬行為等により、運搬等の用に供された道路は泥土で汚れ、事後その周辺は粉塵が舞うなどして私を含めた周辺住民は迷惑を被った。

このような開発行為を行う業者に対して、市としても何らかの措置を講じるべきではなかったのか。

まず、開発許可を行うに当たっては、都市計画法（以下「都計法」という。）第79条に「都市計画上必要な条件を附することができる。」と規定されていることからすれば、条件を附するなどしてこのようなことを未然に防ぐことができたのではないか。

また、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう都計法第81条に基づく監督処分を含め事実確認をすべきであったのではないか。

さらに、周辺住民に一定の受忍義務が認められるとしても、条例、規則及び細則等で周辺住民等に配慮した規定を設けるべきではないか。

## 市からの回答

開発行為に伴い近隣の皆様が迷惑を被られているという事実は 真摯に受け止めなければならないと思っており、早速、申請人に対して施工業者を指導するよう申し伝え、また関係法令を所管する部署に対してもその事実を連絡しているところです。

そもそも道路を損傷したり、汚損することは、道路法により禁止されているところでありまして、今回も都計法に基づく開発者と道路管理者との事前協議の場において、道路管理者から開発者に対し、道路を損傷したり、汚損しないよう、指示をしているところです。

次に、申立人から「市としての何らかの措置を講じるべきではなかったのか」というご指摘の件については以下の通り回答いたします。

まず、開発許可に附する条件については、都計法第79条に定めがあり、ここにいう条件は、開発行為の着手及び完了の予定期日、工事施行中の防災措置その他開発行為の適正な施行を確保するため必要な条件です。開発区域外の既存の道路の汚損行為は、他法令の禁止行為に関することであり、その防止行為を義務付けることは本条項の条件として適切ではありません。

監督処分等については、都計法第81条に定めがありますが、これも開発区域における防災対策上の不備や都計法上の不適法な状態を是正するために行うものであり、既存の道路の汚損行為など他法令の禁止行為に関することまで対象にするものではありません。

最後に、周辺住民等に配慮した規定については、熊本市開発指導要綱（以下「指導要綱」という。）に定めがあります。「開発者は、開発区域に隣接している土地の地権者等と協議および調整をするとともに、開発行為の計画について事前に説明し、開発行為の事前説明報告書を開発許可申請の添付書類として提出しなければならない。」となっております。

### オンブズマンの判断

今回の申立て事案では、開発行為による道路の汚損が問題になっていますが、道路法第43条は、「みだりに道路を損傷し、又は汚損すること」を禁止しています。今回の申立て事案のような道路の汚損などは、みだりに道路を汚損した場合に当たるものと思います。開発行為によろうとよるまいと、道路法第43条により、道路の汚損は禁止されているのですが、開発行為による道路汚損に対しては、都計法第32条による規制が加わっています。この規定によれば、「開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。」とされています。今回の事案のような開発行為を行う場合にも、都計法第32条に基づいて開発許可申請者と道路管理者（市）との協議による同意を得るに当たり、道路を損傷したり汚損したりしないように、開発許可申請者は道路管理者（市）から指示を受けている、とのことでした。

申立人は都計法第79条の活用によって今回のようなケースを未然に防止することができたのではないかと期待しておられるようですが、都計法第79条にいう「都市計画上必要な条件」とは、「工事施行中の防災措置、開発行為の適正な施行を確保するため必要な条件」のことですから、この条件が開発行為の結果として周辺地域の道路を汚損しないといった付随的な条件までも含むかどうかには疑問の余地があります。開発許可制度の趣旨は、原則的には開発行為を推進しながら、必要な限度でそれを規制することです。その意味では、申立人の期待されるような都計法第79条の活用は難しいと言えそうです。

申立人は、市は都計法第81条に基づく監督処分を含めた事実確認をすべきであったという主張されていますが、既存の道路の汚損行為などは、都計法の許可条件に関わるのではなく、道路法に基づく禁止事項ですから、都計法第81条に基づいた監督処分の対象にはならないというのが市の回答です。この回答は妥当であると思います。都計法第81条に基づく監督処分が意味するのは、「許可…に付した条件に違反している者」等に対し、「許可…を取り消し…又は…工作物等の…違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。」というものです。開発許可条件に違反した場合に、是正措置を命ずるものですから、今回の申立てにあるような、道路の汚損防止が、開発許可条件に含まれているとは言いがたい以上、都計法第81条に基づく監督

処分ができるとは考えがたいと思います。

申立人は、条例、規則及び細則等で、開発行為を担う業者に周辺住民への配慮を課す規定を設けるべきであると提言をしておられますが、実は、申立人の提言を具体化したものが指導要綱ではないかと思えます。この要綱を活用すれば、周辺住民が、開発行為による迷惑＝被害を防止するために開発業者に対して直接働きかけることができますし、迷惑＝被害が発生したときには速やかな対策を求め、可能な場合には原状回復を求めるために直接働きかけることができます。迷惑＝被害の発生が確認されたならば、周辺住民は、道路管理者かつ開発を許可した市に対して知らせ、開発業者に対する指導を求めるとともに、開発業者らに対して直接抗議することが必要になります。



## (5) マンション建築の際の指導（要約）

## 苦情申立ての趣旨

平成24年6月初旬、近所で10階建てのマンションの建築工事（以下「工事」という。）が始まったが、法令を遵守することなく進められている。工事は、「仮囲い」もなく進められ、西側と北側は、鉄板で囲っているものの、東側と南側は、防音シートで囲っているだけで警備員も常駐しておらず、非常に危険である。また、工事は平日、土曜日の朝8時から夕方5時まで行われており、断続的な騒音、振動で平穏が害されているのに加え、悪臭で吐き気を催すなど健康被害も生じている。さらに、低層建築物が立ち並ぶ地域に当該マンションが建つと、自宅の日照権も侵害されてしまう。

工事開始にあたって、近隣住民との事前協定はおろか、事前説明すらまともに行われず、また話し合いをすることなく工事を進めた。その後、施工者を相手に調停を申し立てたものの、相手方は調停にも出てこない。

このような事情から、市に対し指導を求めたものの、状況は全く改善されないため何とかしてほしい。

## 市からの回答

工事現場周囲への「仮囲い」は、現場内で生じる粉塵、土砂等の周辺への飛散防止や現場内に第三者等が誤って入る事故等の発生を防ぎ、現場内の管理を明確にするためのものであり、例外として工事現場の周囲に仮囲いに代わる堅固な塀がある等、状況によって危害防止上支障がない場合は、仮囲いは設けなくて良いとされていますが、申立人からの現場代理人への要望、担当課への電話等や熊本市環境紛争調整委員会（以下「調整委員会」という。）でのご意見があったため、担当課から施工者へ仮囲いの設置について指導を行ってきたところです。

現状で高さ3m程度の鉄管、防音シート及び鉄板並びに高さ2m程度の鉄管及びメッシュシート等で囲まれており、工事現場の危害防止上支障はなく、また、簡単に倒れないよう鉄管で控えを設置されていますので、安全上支障はないと判断しています。

警備員については、大型車両等の出入りの際に配置されており、原則、工事の現場代理人が常駐され、工事終了後は、出入りができないよう柵等で閉鎖をされるなど安全対策がとられています。

工事の日時については、建築基準法（以下「基準法」という。）の規制はありませんが、担当課として、建築紛争を防止するために熊本市中高層建築物の建築に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）に基づき工事時間をはじめ建築計画について、工事前に近隣住民へ説明を行うよう建築主側に調整的な行政指導を行っています。

工事に伴う騒音、振動、悪臭に関しては、騒音規制法、振動規制法、熊本県生活環

境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業を行う場合、環境に関する担当課（以下「環境担当課」という。）への届出と規制基準に従った工事を行わなければならない、6月中旬の調整委員会において、騒音、振動、悪臭についての意見が出され、近隣住民了承の下、環境担当課が、同月中旬に振動測定、同月下旬に騒音測定を実施し、規制基準内であったとの報告を受けています。また、工事に係る悪臭は、悪臭防止法の規制対象ではないものの、業者に対し、周辺に配慮するよう指導したとのこと。

当該建設地は、用途地域が第一種住居地域（建ぺい率限度60%、容積率限度200%）であり、住居の環境を守るための地域となっていますが、3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建築可能な地域となっています。また、基準法での日影規制が適用されることとなりますが、当該計画は、指定確認検査機関が、日影規制に適合したものとして確認処分しています。申立人宅は、おおよそ午前8時から午前11時までの3時間程度日影の影響があるものと思われます。また、日照権は、基準法での規制は難しく、私法上の問題として理解を求めてきたところです。担当課として、建築紛争の防止を図るため、指導要綱に基づき、日影の影響がある等の一定の近隣住民に対し事前説明を行い、建築確認申請前に建築計画及び事前説明の内容について届出を行うよう、建築主側に調整的な行政指導を行い、建築主側は届出と近隣住民への説明を行い、さらに近隣住民から要望があった集団説明会も5月中旬に実施しています。

近隣住民との話し合いもなく建築工事を進めたことについては、基準法上、近隣住民との話し合いの有無により工事を停止させることは困難であり、建築基準関係規定に適合し確認済証の交付を受ければ建築することが公法上可能となります。近隣住民との事前協定についても、現在行われている調整委員会での話し合いを通して、工事協定などの締結が望まれます。担当課として、集団説明会の実施をするよう近隣住民から要望があったことを建築主側へ伝え、検討いただくよう調整的な行政指導を行ってきたところです。

また、今回の案件については、調整委員会に同年5月上旬に申立てがなされ、5月下旬、6月中旬、7月上旬と開催されたところです。この委員会は、環境紛争のあっせん又は調停を通して両当事者の理解、互譲により、法規の拘束を離れ、条理にかない、実情に適した解決を図るものです。5月下旬、6月中旬開催の調整委員会は、ともに住民側から建築主が出席する形での集団説明会の開催を要望されており、それを受けて調整委員からも建築主側の代理人である設計者、施工者に対し、建築主自身の説明会への出席及び調整委員会への出席についてお願いされましたが、建築主の保護等の理由により、調整委員会への出席を含めできないという回答がなされたものの、その後、建築主から全権委任された代理人（施工者、設計者）が、調整委員会へ任意で出席され、調停は継続中となっています。担当課としては、私法上の問題となるためお互いの話し合いによる解決をお願いせざるを得ませんが、当事者間での解決が見出せない今回の案件の場合、環境基本条例に基づく調整委員会における環境紛争のあっせ

ん又は調停を通して両者の理解によるご協力をお願いするほかありません。

### オンブズマンの判断

申立てについて調査しましたところ、建築主は建築確認を受けると建築に着手することができますが、建築確認は技術的な基準を満たすことに過ぎず、建築物の安全性、居住性、都市環境の質の確保や、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることは十分にできません。そのため、中高層建築物については、建築確認申請の前に建築主に対する行政指導がなされており、その根拠となるのは指導要綱と同要綱実施要領です。

しかし、これらの要綱等にもとづいて建築主に対して行われる行政指導は、建築主の自発的な協力が期待される限りにおいて行われるものであり、法的強制力を伴うものではないため、市の行政指導にも限界があります。したがって、建築主の自発的な協力が得られない場合には、建築主と近隣住民との利害対立は、私法上の調整問題となり、当事者間での交渉問題とならざるを得ません。日照妨害、地下水汚染、工事の騒音、振動、悪臭など問題になりますが、建築主が話し合いに応じてくれるとは限りませんし、話し合いに応じても、申立人ら近隣住民の主張と対立することが常です。第三者のもとで当事者が話し合う場が必要ですから、市も、熊本市環境基本条例に基づいて調整委員会を設けています。申立人らも、調整委員会を利用されており、調停の経過の中で、平成25年1月下旬、建築主側との合意書締結にいたりました。

以上の次第で、建築行政は、法制度上の限界もありますので、お互いの利害調整を果たすには不足の部分もありますから、このような結果となっております。ご理解ください。

## (6) 開発行為 (要約)

## 苦情申立ての趣旨

私の所有地に接している道を建築基準法上の4m道路にするために、本件土地を分筆し、分筆した土地を道路として提供する前提として、市に境界の立会いを依頼したところ、ある箇所幅員は3m97cmであり、4mに満たなかった。市は、当該箇所接している土地所有者の「どちらかが3cm引いてもらわなければならない。」と言うのみであり、結局、立会いは不調に終わった。

当該箇所は、宅地が張り出しているのは明白であるが、なぜこのようなかたちになったのか。そもそも、開発行為に問題があったのではないか。開発行為がなされた当時、申請どおりの行為がなされているのか確認すべきではなかったのか。

## 市からの回答

申立人より申請を受け、本件市道立会いを実施しましたが、本件申請地の前面で道路幅4mを確保するためには、申請地の南角では25mm、北角では12mm不足していましたので、関係者と協議したところ、申立人は不足分を申請地側に後退することで了承されましたが、北側隣接地所有者の認識と整合せず、結果として協議不調となりました。「どちらかが3cm引いてもらわなければならない」という趣旨の発言があったことですが、そのような事実は確認できませんでした。立会いの際に境界の決め方について市側から提案させていただくことはありますが、あくまで境界は関係者全員の話し合いにより決められるものですので、市が一方的に指示することはありません。

また、市においては、平成4年4月1日から、県知事の委任を受け、開発許可制度を運用していますが、開発行為を行おうとする者は、申請書と必要な書面を提出し、あらかじめ、許可を受けなければなりません。開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事を完了したときは、届け出なければならず、完了の届出があったときは、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかを検査し、適合していると認めるときは、検査済証を申請者に交付し、工事が完了した旨を公告することとなります。

本件開発行為につきましては、当時の都市計画法第33条第1項第2号に基づき、当該箇所の道路後退がなされており、これも含め同条の基準に適合していたため開発許可がなされ（なお、当時の基準では、道路幅員が4mなくても、中心後退がなされれば、開発許可が可能でした。）、造成工事完了後には、現地において工事完了検査がなされています。検査済証も交付されていますので、開発行為に関する一連の手続きは適法に行われたものと考えています。

申請地周辺においては開発行為や道路敷地の分筆が行われており、初めは元の市道

幅、後退部分も確認されていたものが、何らかの事情で現在の状況になったものと思われる。

### オンブズマンの判断

申立てについて調査しましたところ、申請地では既に住宅建設がなされておりますが、同地周辺においては、これまで相当以前から住宅建築や開発行為、それらに伴う建築基準法に基づく中心後退や道路敷地提供のための分筆などが行われており、そのたび毎に元の市道幅、後退部分も確認されながら施行されていたもので、それぞれ個別の行為が積み重なって現在の道路状況になっているものです。

当該箇所における西側の宅地は、建物建築の際、道路幅員1.8mとし、その中心後退により確認処分がされております。

その後、東側の宅地においても、建物建築の際、市の立ち会いにより市道幅員1.8mが確定し、この道路から中心後退を行うことにより確認処分がされております。

したがって、当該箇所における東側・西側の両土地とも確認処分がされており、その際に市道幅員を1.8mとして中心後退することにより現況道路幅員は4mとされ、西側宅地も東側宅地も、それぞれ正当な位置を占めているものとされておりますので、いずれの土地も市道に張り出しているとは判断できない状況です。

また、宅地開発行為の工事完了の検査は済み、道路幅員は、道路敷地部分の分筆が行われ、市へ寄付がされていることから、道路管理者と後退の幅などの協議が整った上で公共施設の管理帰属が行われております。したがって、中心後退・道路幅員に問題があったとは断定できない状況です。

なお、市においては、平成4年4月1日から、県知事の事務委任を受け、開発許可制度を運用しており、現在では、市開発指導要綱に基づいて、開発申請者に対し、都市計画法等で定める手続きに入る前に事前審査申し出に基づき、関係各課との事前協議並びに開発区域の隣接住民等への事業計画の事前説明を行うよう指導することにしております。

また、道路には多少の曲がり、凹凸が見られますが、公図を見ますと、付近の土地の形状が、もともと多少の曲がり、凹凸があるような形状だったと思われるので、その土地の旧来の形状の影響下で、各土地所有者が行った建物、塀などの個別の構造物の築造が積み重なったことで現在の道路状況が生じているものとも考えられます。

## (7) 本人確認のための身分証明書の提示（要約）

## 苦情申立ての趣旨

国民健康保険の手続きを行う際に、本人確認のために身分証明書の提示を求められたので、プライバシーポリシーの提示を求めたところ、その職員は「プライバシーポリシーはないが、地方公務員は守秘義務があり目的外に使用することはない。」という趣旨の発言をした。私はその発言を信用して身分証明書の提示に応じることにしたが、本人確認のために身分証明書の提示を求めるのであれば、無用な混乱を避けるため、個人情報の取扱方針を示すべきである。

## 市からの回答

申立人から母親の健康保険証を代理で受け取りたいとの申し出がありました。今回、申立人に対して身分証明書の提示を求めたのは、重要な個人情報が記載された健康保険証を本人以外の第三者が入手することを防止するためです。また、健康保険証を手渡しする際の本人確認は、情報を収集する目的で行うものではありませんし、本人の許可なく内容を記録することはありません。

個人情報の取扱方針を示すべきであるというご意見ですが、市においては、個人情報の取扱指針として個人情報保護条例を策定、公布し、これをHP上にも公開し、求めがあればこれを説明しており、問題ないものと考えています。

今後も個人情報の保護についてわかりやすい説明ができるよう、職員研修等を通じ、さらなる啓発に努めていく所存です。

## オンブズマンの判断

申立てについて調査しましたところ、健康保険証交付の際、申立人に運転免許証の提示を求めたのは、本人確認、身元確認をして健康保険証が本人以外の第三者が入手することを防止するための事実確認を目的とする行為ですので、個人の情報を収集して記録したりすることを目的とするものではありませんが、申立人としては、個人情報を開示していることから、その取り扱いが気になったものと思います。

それ故、申立人も、個人情報の取扱方針（プライバシーポリシー）の説明を求めておられますが、市においては、個人情報の適正な取り扱いの確保等のために熊本市個人情報保護条例、熊本市個人情報保護条例施行規則、熊本市個人情報保護事務取扱要綱を制定しており、また、これらの制度の適正な運営をはかるため熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例を制定して、同審議会が諮問に応じて調査審議を行い、その結果を答申したりしております。

さらに、市職員への研修として、責任者等に対して全庁的な研修を年1回5月に、新規採用職員への研修を採用時の4月に、職種変更により転任となった職員への研修も4月に行うとともに、臨時職員への新規雇用時も毎年度1回の研修を実施しており、個人情報保護制度の理解を図っているところです。

なお、地方公務員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務付けられており、違反すると処罰されます（地方公務員法第60条、熊本市個人情報保護条例第37条）。